

tosu miyaki kiyama kamimine

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

日本の65歳以上の高齢者人口は、平成22年10月1日現在で、過去最高の2,925万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は23.0%でした（総務省「人口統計」）。

平成27（2015）年は、「戦後の第一次ベビーブーム世代」（昭和22～24年生まれ）といわれる人たちが（団塊の世代）がすべて65歳以上となる節目の年であり、高齢化率が急激に増加する時期が目前にせまっています。

こうした急速な高齢化の進行に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身・高齢者のみ世帯の増加への対応、介護人材の確保等が、早急に取り組むべき課題となっています。

一方、介護保険制度は、高齢者を社会全体で支えるしくみとして平成12年4月に開始されました。

その後、サービス利用量が増加するなど、制度が社会に定着してきており、居宅サービス、施設サービス、さらに地域密着型サービスの供給体制が段階的に整備されてきました。

しかし、高齢者の生活を支えるためには、介護保険サービスだけでは十分ではありません。そこで、第5期介護保険事業計画策定にあたり、国は「地域包括ケアシステムの構築」を理念として掲げています。

この「地域包括ケア」とは、可能な限り住み慣れた地域において継続して住み続けることができるよう、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」並びに「見守り・配食・買い物などの多様な生活支援サービス」や「権利擁護」のための事業などを、高齢者の日常生活の場において一体的に提供していく考え方です。この考えに基づき、サービス事業者、行政、地域がこれまで以上に相互連携し、高齢者の生活を支えていくことが求められています。

こうしたことを背景に、介護保険法の規定に基づき、介護サービスの供給量、介護保険料の設定並びに高齢者施策の推進など、鳥栖地区広域市町村圏組合圏域（以下「本圏域」といいます。）における介護保険事業の運営の基本的な考え方について、平成24年度から平成26年度までの3年間で計画期間とする第5期介護保険事業計画として策定しました。



2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、介護保険法(第117条)の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

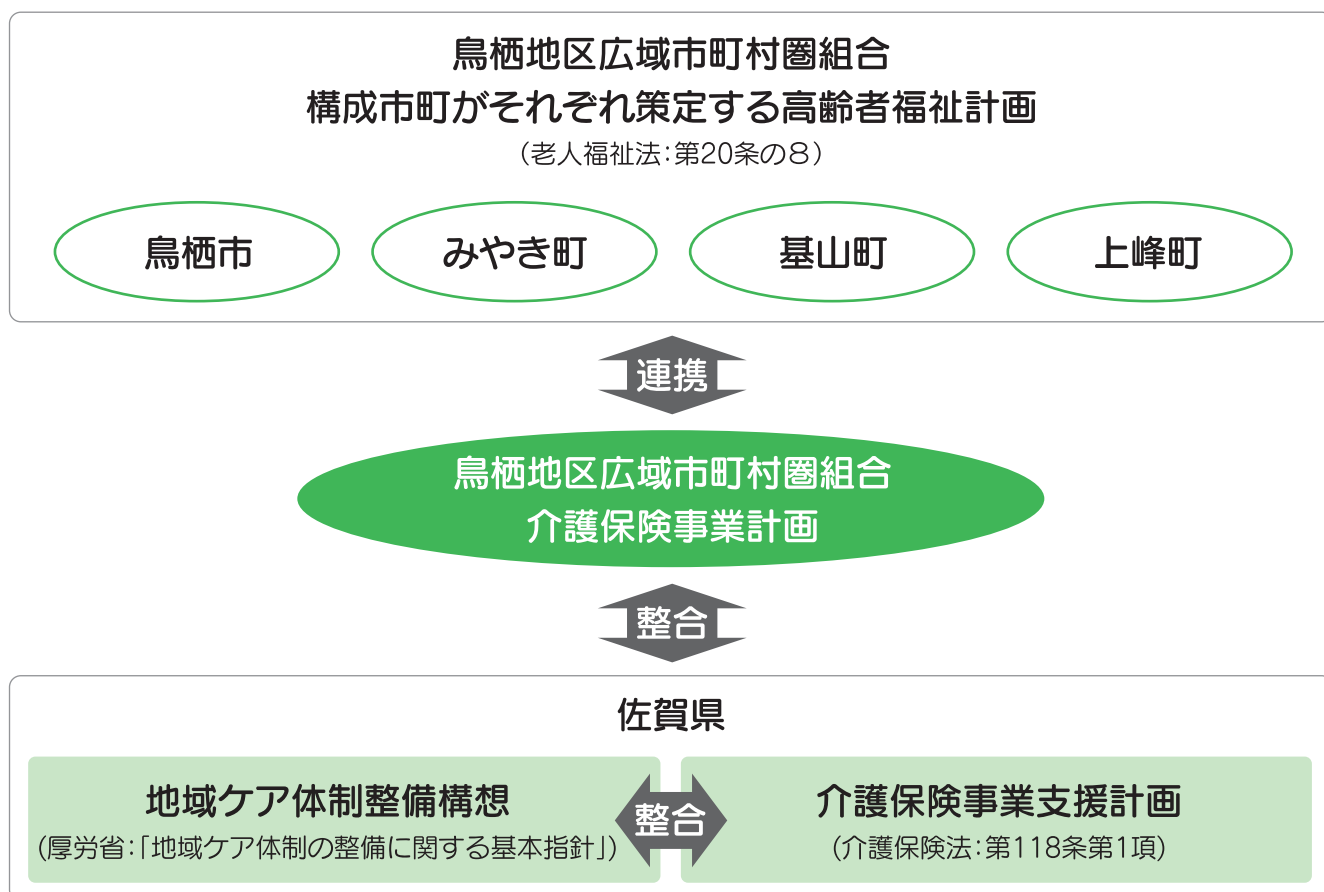
介護保険法 第117条第1項

市町村は、基本指針※に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(市町村介護保険事業計画)を定めるものとする。

※基本指針とは、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を指します。

(2) 計画体系における位置づけ

本計画は、鳥栖地区広域市町村圏組合(以下「本組合」といいます。)を構成する4市町(鳥栖市、みやき町、基山町、上峰町)が老人福祉法に基づき策定する市町村老人福祉計画(以下、「高齢者福祉計画」といいます。)と連携のとれた計画であり、また、県が介護保険法に基づき策定する介護保険事業支援計画と調整・整合のとれた計画となっています。



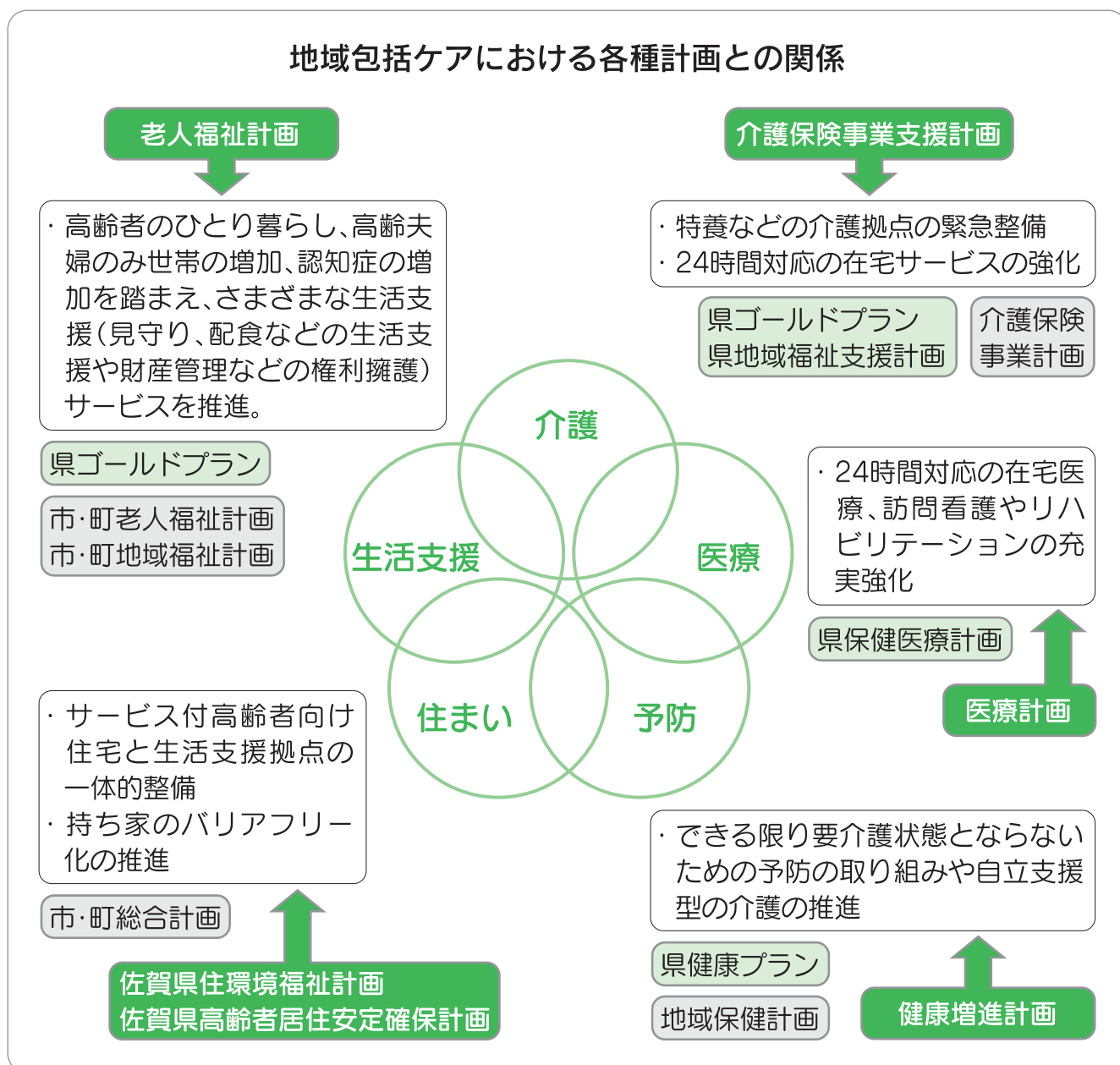
第1章 計画の策定にあたって

(3) 他の計画との関係

国は、地域包括ケアを、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」、「生活支援」などを一体的に機能させることにより実現することとしています。

そのことについて、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第314号)」の中で、「介護保険事業計画は、老人福祉計画(高齢者福祉計画)と一体のものとして作成され、医療計画、地域福祉計画、都道府県医療費適正化計画、都道府県住生活基本計画、高齢者居住安定確保計画・・・との調和が保たれたものとする。」とされています。

本計画の策定に際し、次のイメージにより他計画との調整を行いました。



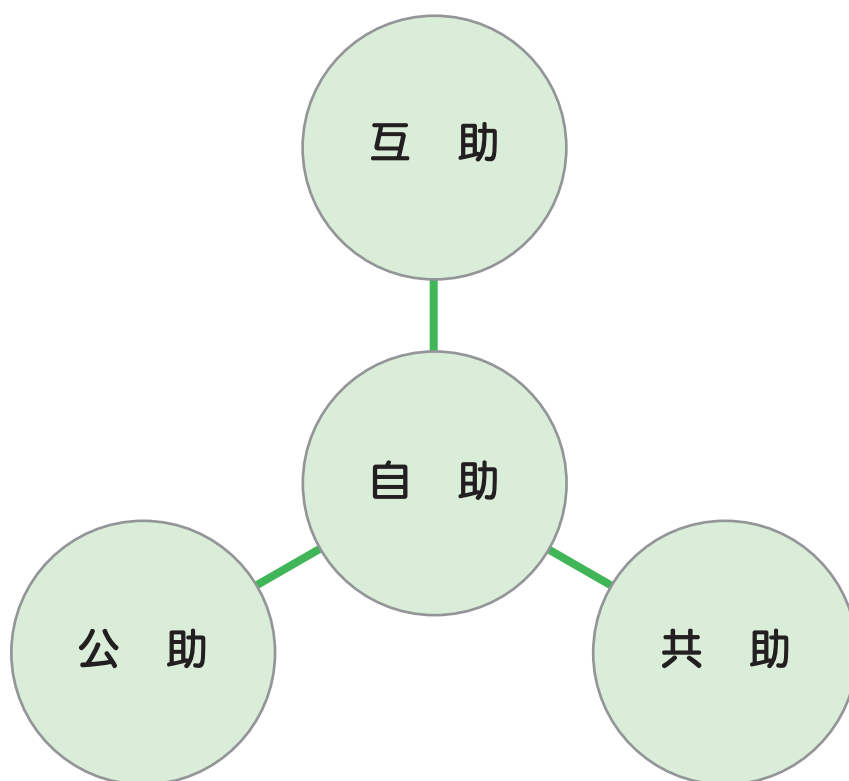


(4) 地域包括ケアシステムの構築における役割分担

近年、地方自治において重要視されている行政と住民との協働の考え方は、高齢者福祉や介護の場面においても不可欠な視点であるといえます。

「共助」である介護保険だけでなく、できるだけ自立した生活(「自助」)を送るよう介護予防の取り組みを進んで行ったり、地域での支え合いやボランティア活動などの「互助」の取り組みを積極的に推進することが、急速な高齢化が予想されるこれからの時代には重要となります。

地域包括ケアシステムの構築の役割分担イメージ



「自助」→自ら働いて、または自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持すること。

「互助」→インフォーマルな相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等。

「共助」→介護保険のような制度化された相互扶助。

「公助」→自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等。

第1章 計画の策定にあたって

3 計画の策定体制

(1) 介護保険事業計画策定委員会の開催

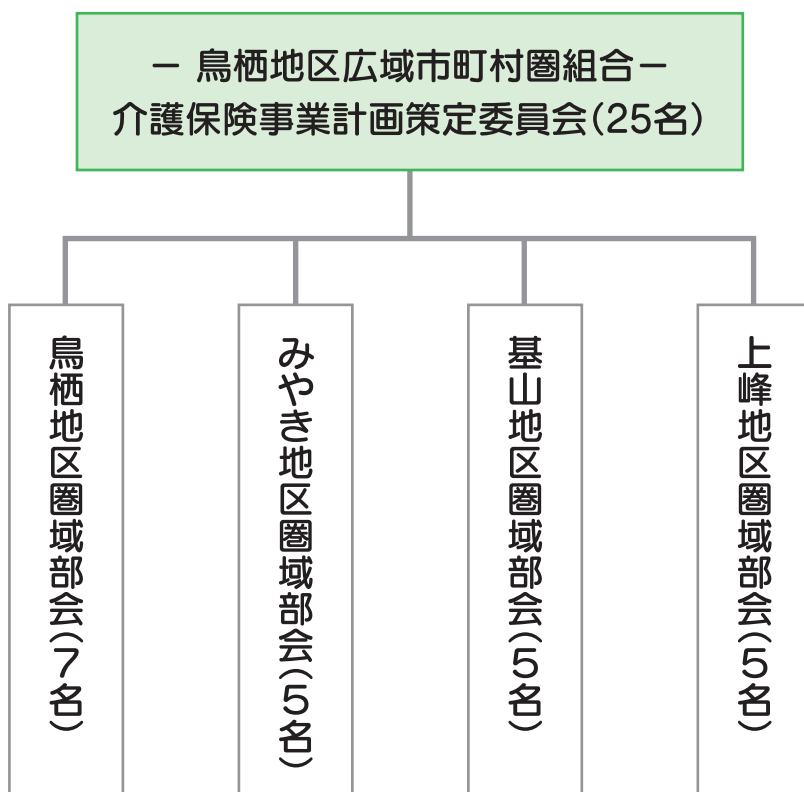
介護保険事業計画は、学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、被保険者代表等からなる事業計画策定委員会を設置し、委員からの幅広い意見をいただくことで、地域の実情に応じたものとなるよう配慮しながら作成します。

(2) 日常生活圏域部会の開催

介護保険事業計画の策定にあたり、地域の実態をきめ細かに把握し、実効性のある計画とするため、介護保険事業計画策定委員会の内部組織として、本組合を構成する市町を基本単位とする日常生活圏域部会(鳥栖地区圏域部会・みやき地区圏域部会・基山地区圏域部会・上峰地区圏域部会)を設置・開催しました。

日常生活圏域部会の委員は、計画策定委員会の中から、委員の住まいや勤務地に応じて選任しました。

日常生活圏域部会においては、各圏域の現状や課題を踏まえながら、地域特性に応じた地域包括ケアシステム構築のあり方やサービスの整備方針等について、検討を行いました。





(3) 計画策定後の点検

本計画の実施及び進捗状況の点検・評価については、鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険運営協議会において毎年度実施することとします。

(4) 高齢者要望等実態調査(日常生活圏域ニーズ調査)の実施

[調査の目的]

第5期介護保険事業計画策定に係る基礎資料として、高齢者の実態を把握することを目的として、高齢者要望等実態調査(日常生活圏域ニーズ調査)を実施しました。

[調査実施概要]

◆調査対象・回収状況等

	対象者（人）	送付数（件）	回収数（件）	回収率
要介護（要支援）認定者	4,534	4,048	3,255	80.4%
要支援認定者	1,393	1,393	1,160	83.3%
要介護認定者	3,141	2,655	2,095	78.9%
その他の高齢者	22,619	3,444	2,797	81.2%
二次予防事業対象者			935	
一般高齢者			1,862	
合　　計	27,153	7,492	6,052	80.8%

◆調査期間 平成23年1月末～平成23年2月末

◆調査票様式

今回の調査においても前回(平成19年度)調査と同様に、県内統一様式を基本調査票として実施しました。調査項目については、国が示した「日常生活圏域ニーズ調査」の調査項目に県内統一項目を追加しています。

また、前回の調査結果を踏まえ、継続調査が必要と考えられる項目については、補助調査票(3種類【65歳以上の高齢者】【要支援・要介護認定者】【介護者回答】)を作成し、調査を行いました。

第1章 計画の策定にあたって

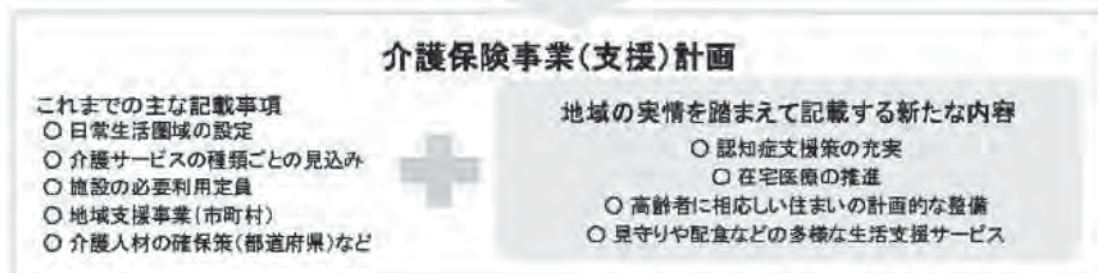
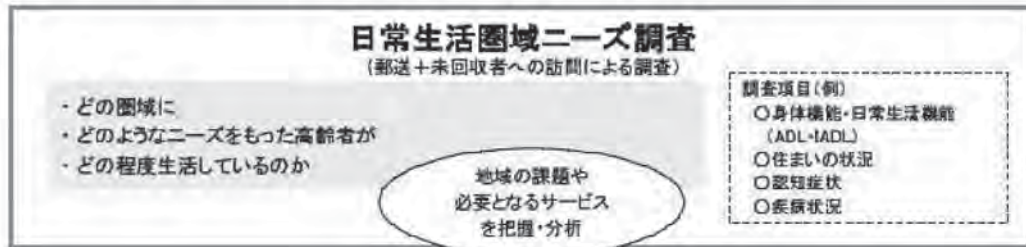
◆調査方法等

	調査対象者	調査概要	調査票	調査方法
要支援・要介護認定者	在宅 ・サービス利用者 ・サービス未利用者	基本調査 ・身体及び日常生活の状況 ・主な介護者が困っていること 補助調査 ・介護保険外サービスの利用状況 ・新サービスに対する考え方 ・主な介護者の状況 ・地域包括支援センターの利用状況	基本調査票 補助調査票2 及び3	訪問による全件調査 ※サービス未利用者については郵送
	施設入所者等 ※要介護3・4・5を除く	基本調査 ・身体及び日常生活の状況 ・主な介護者が困っていること 補助調査 ・主な介護者の状況 ・地域包括支援センターの利用状況	基本調査票 補助調査票3	訪問による調査 ※重度者を除く
上記以外の高齢者	一般高齢者及び 特定高齢者	基本調査 ・身体及び日常生活の状況 ・主な介護者が困っていること 補助調査 ・身体及び日常生活の状況 ・介護予防事業等への参加意向 ・地域包括支援センターの利用状況	基本調査票 補助調査票1	構成市町による 抽出調査



医療や住まいとの連携も視野に入れた 介護保険事業(支援)計画の策定

- 地域包括ケアの実現を目指すため、第5期計画(平成24～28年度)では次の取組を推進。
 - ・ 日常生活圏域ニーズ調査を実施し、地域の課題・ニーズを的確に把握
 - ・ 計画の内容として、認知症支援策、在宅医療、住まいの整備、生活支援を位置付け



出典：厚生労働省

(5)パブリックコメントの実施

地域の方の意見をより広く聴取するため、パブリックコメントを実施し、意見を伺いました。

意見募集期間

平成23年12月19日(月)～平成24年1月16日(月)

意見・質問の件数

募集期間中15件のご意見やご質問をいただきました。

意見・質問の要旨

※寄せられた意見・質問の主なもの(要旨)について、巻末の「資料編」に掲載しています。

第1章 計画の策定にあたって

4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成24年度を初年度とする平成26年度までの3年間としています。

平成27(2015)年の将来像を踏まえた第3期計画からの9年間のまとめの期間として、計画の位置付けを行いました。

また、高齢化が一段と進み団塊の世代が75歳に到達する平成37(2025)年に向けた地域包括ケアの構築を見据えた新たな視点での計画策定を行いました。

